

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

建設局	(27年度)
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p><b>【指摘 14】</b> (部門間の情報の共有化について)</p> <p>新たに完成した動物病院を視察した際に、レントゲン室のレントゲン撮影機器が確認された。これは、フィルムを現像することなく、コンピューターで撮影画像を処理、保存できる機器であり、2012年冬 第9号 八木山動物公園 NEWS の「特集 動物病院 動物園獣医の仕事あれこれ」で紹介されている備品である。</p> <p>上記の備品については、備品出納簿には記載されているものの、動物公園年報に記載されている備品のリストには掲載されていない。このレントゲン撮影機器以外にも、動物病院関連の備品は年報に記載されておらず、管理担当者は、動物病院は管轄外との認識でいたため、管理係と衛生係の管理の違いが記載漏れに繋がったと言える。</p> <p>仙台市事務分掌規則第33条の2第1項第2号において、動物公園の管理課が「動物公園施設の管理に関すること」を分掌事務とされていることから、管理課としては、動物公園全部の構造物及び設備についても、網羅的に管理する必要がある。</p>	<p>動物公園全部の構造物及び設備等について、管理課が飼育展示課と情報の共有を行い、平成27年度版八木山動物公園年報（平成28年11月30日発行）より、レントゲン撮影機器等の動物病院関連の備品を含め、取得価格が100万円以上の重要物品を新たに掲載することとした。</p>